

農林省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

昭和九年三月十五日

内閣總理大臣子爵齋藤 實



勅令第

號

農林省官制中左ノ通改正ス

第二條中「五局」ヲ「六局」ニ改メ「蠶絲局」ノ次ニ「米穀局」

ヲ加フ

第六條ノ三 米穀局ニ於テハ米穀統制ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條中「專任十一人」ヲ「專任十二人」ニ改ム

第九條中「農林事務官專任十四人」ヲ「農林事務官專任十七人」

ニ改ム

第十三條中「農林技師專任六十人」ヲ「農林技師專任六十二人」

ニ改ム

第十四條中「專任百二十四人」ヲ「專任百二十九人」ニ改ム

第十七條中「農林技手專任百八人」ヲ「農林技手專任百十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ

付セラレムコトヲ請フ

昭和九年三月十五日

内閣總理大臣子爵齋藤 實

